

『市長への手紙』対応フローチャート

『市長への手紙』(郵送・通信箱・電子メール・ファックス)を市役所で受付

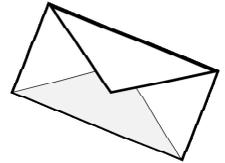
市政に関係しない投稿、個人・法人・団体等を誹謗中傷する又は公序良俗に反する投稿、職員の服務規律違反に係る告発の投稿、物品の売り込みの投稿などに当たるか？

YES

『市長への手紙』としては、受け付けしません

NO

受付(広報秘書課)



回答不要の意思表示がある投稿、住所及び氏名が不明な投稿、争訟又は調停中の案件に係る投稿、原則市外にお住いの方(市内に通勤、通学の方を除きます。)からの投稿などに当たるか？

YES

回答しません

NO

回答案の作成(担当課)

回答案の確認・修正・決定(市長)

原則、受付日の翌日から14開庁日以内

回答文書の送付(広報秘書課)

公表を希望されない投稿などに当たるか？

YES

公表しません

NO

公表(WEB・広報紙)

